

整理番号	19-23	事務事業名	地域型在宅介護支援センター 運営事業	作成部署	保健福祉部福祉課	電話	内線811	
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	上村弘志	課長職名	小西洋一	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	H7	根拠法令等	老人保健法、老人福祉法					
" 終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	高齢化が進む中、高齢者や介護者が地域の身近なところで相談支援や福祉サービスの調整を受けることで、健康で安心した生活を送れることを目指し、設置した。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第1章)
	節	高齢者福祉	(第5節)
	施策	居宅福祉サービスの充実	(第1施策)
目的 (ここから成果指標を導きます)	対象 (誰、又は何を)	高齢者およびその介護者等	
	意図 (何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたいのか)	在宅の高齢者等の生活や健康、介護にかかわる相談に応じ、保健医療福祉サービスや介護予防生活支援サービスの調整などの支援をする。さらに、介護予防事業を地域で開催し、情報知識の普及をすすめる。	
手段 (ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	<地域型> 3ヶ所委託 ~・みなみ在宅介護支援センター ・きた在宅介護支援センター ・にし在宅介護支援センター <スタッフ体制> 各支援センターとも社会福祉士等の福祉職と保健師等の保健医療職の2名 <事業内容> 相談支援事業、介護予防事業、家族支援事業ほか
		17年度	同上

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金	11,771	12,371	13,241	13,241
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	19,410	24,194	25,680	25,680
	合計	31,181	36,565	38,921	38,921
人件費 (概算)	人数(年間)	0.20	0.20	0.20	0.20
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	1,800	1,800	1,800	1,800
総事業費 +		32,981	38,365	40,721	40,721

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	設置ヶ所数	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所	3ヶ所
	相談支援対象者人数	1,518人	1,108人	2,000人	介護保険法の改正により事業の大幅な変更が見込まれ目標設定は困難
	介護予防講座実施回数	61回	57回	57回	
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	総相談件数	7,950件	9,256件	9,500件	介護保険法の改正により事業の大幅な変更が見込まれ目標設定は困難
	介護予防講座参加人数	1,624人	1,677人	1,748人	
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	相談1件当たり事業費	3,400円	3,500円	3,600円	
	総事業費 / 総相談件数	(32,981,000 ÷ 9,574)	(38,365,000 ÷ 10,933)	(40,721,000 ÷ 11,248)	

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等	高齢者の保健医療福祉の支援体制が多様化する中、地域の高齢者の実態把握と個々のニーズに応じた総合的な調整や支援、介護予防の推進機能の強化が必要である。ただH18年からの介護保険制度改正にともなう制度の変更が予定され、この事業の見直しを行う。 在宅介護支援センターは、H15年度には道内で208市町村(99%)で設置している。
---------------------------------	--

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	公共性の強い事業で、市町村が実施主体となる国の要綱にもとづき実施している。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	高齢化が進み、市民の健康で安心した生活のための総合相談機能として、対象、目的は妥当である。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	社会福祉法人等に地域型を委託する実施方法が、専門性の確保ときめ細かな地域での対応にあたっては、最も効率的である。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	国の要綱上、利用料は無料となっている。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	相談支援対象者、介護予防講座等の活動が広がり、利用者も増え徐々に地域に浸透してきている。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	地域型の委託により、最小限のコストで実施している。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	総合相談支援と介護予防の推進と関係機関、市民の支え合いのネットワークづくりを進める機関として、市民への周知を強化し利用を広げるとともに、市民が身近に利用しやすいような支援センターの整備についても検討が必要である。また多岐にわたる相談と多様な機関との連携に対応できるケアマネジメント機能の強化が必要である。 平成18年度の介護保険や高齢者保健福祉制度の改正の動向を考慮し、具体的な設置や機能を検討する。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	平成18年度の介護保険や高齢者保健福祉制度の改正にあわせ、今後の地域型在宅介護支援センターのあり方や機能について見直しを行う。